

町有地売却選考要領

1 概要

長期間未利用になっている町有地を活用し、民間投資による住宅団地の整備を行い、IターンやUターン等若者世代を中心に町内への移住及び定住を促進するため、町有地を売却する。

2 物件

項目	物件概要
所在	多気町相可 2205 番 1、相可 2217 番、相可 2219 番 2
地目	雑種地
地籍（公簿面積）	合計 3,126 m ² （2,548 m ² 、304 m ² 、274 m ² ） （947 坪）
最低売却価格	18,940,000 円（坪単価＝20,000 円 公募面積で売却）
特記事項	・住宅団地として活用すること ・契約後 2 年以内に団地造成を完了させること

3 選考方法

プロポーザル方式とし、提案書等を総合的に評価し、優秀であると認められた者を政策調整委員会で選定し、契約予定者とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たしていることを条件とする。

- （1）町内に事務所若しくは事業所を有すること。
- （2）町税、県税、国税に未納・滞納がないこと。
- （3）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

5 審査資料の提出等について

- （1）提出締切：令和 2 年 9 月 30 日（水）17 時まで
- （2）提出場所：多気町役場総務課管財係
- （3）提出書類：①プロポーザル参加申請書 1 部
②所在地を確認できる書類（登記事項証明書等）
③町税、県税、国税に未納、滞納がない証明
（町・完納納税証明書、県・納税確認書、国・納税証明書（法人税、消費税及地方消費税））
④企画提案書（土地利用計画図等任意様式） 正本 1 部、副本 7 部

6 質疑について

質疑がある場合は期限までにFAXでのみ照会するものとする。(様式は任意)

- (1) 期限 令和2年9月18日(金)17時まで
- (2) 照会先 多気町役場総務課管財係
- (3) 令和2年9月25日(金)までに町ホームページへ回答を掲載する。

7 その他

- (1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (2) 提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。
- (3) 契約書の作成及び売買代金の支払い及び物件の引渡し
 - ・ 契約金額は、申請書に記載された金額とする。
 - ・ 契約予定者は、決定後5日以内に町と売買契約を締結する。
 - ・ 契約は申請者で行う。
 - ・ 契約者は、売買契約締結後30日以内に町が発行する納付書により納入し、納入後に所有権移転登記の手続きを行うものとする。
 - ・ 所有権の移転登記は契約者名義で行うものとし、中間省略登記には応じない。
 - ・ 所有権移転登記に関する必要な費用は契約者の負担とする。
- (4) 売払物件の引渡しについては、現況引渡しとする。(地下埋設物、地盤及び土壌調査等を行っておりません。また、町は建物、構造物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。) 契約後、隠れた瑕疵が発見された場合でも町は責任を負いません。
- (5) 境界確定測量に関わる手続き等、町は買主に協力するものとする。境界確定ができない場合は本契約を解除できるものとし、解除となった場合、受領した金員の全額を無利息で買主に返還する。